平成２７年（フ）第３８２号
名古屋市中区丸の内３丁目21番20号
破産者　マークホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８３１号
名古屋市天白区天白町大字八事字裏山67番地103、商業登記簿上の本店所在地名古屋市天白区大坪２丁目1212番地
破産者　有限会社ドゥーイング
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６２０号
愛知県知多郡美浜町大字北方字東側８番地の１
破産者　有限会社福助
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９４１号
名古屋市中区丸の内３丁目16番19号
破産者　株式会社ＦＧソフトウェア
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９５号
島根県出雲市多伎町口田儀855番地28
破産者　青木　　洋
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７３号
松江市竹矢町1079番地３
破産者　株式会社栄進
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８２号
香川県高松市伏石町1379番地７
破産者　有限会社伸山
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１５号
石川県金沢市八日市１丁目642番地
破産者　株式会社ディー・エム・エス
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３７号
岐阜市織田町１丁目５番地、開始決定時の住所岐阜市千手堂中町１丁目25　医療法人慶睦会　千手堂病院
破産者　被相続人亡堀嘉夫相続財産（開始決定時の表示ペリカン食品こと堀嘉夫）
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１８号
三重県度会郡度会町小萩442番地２
破産者　作野　和江
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第１１１号
奈良市恋の窪２丁目２番16号
破産者　有限会社ジェード・プラン
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１４２号
岡山市北区石関町１番15号
破産者　株式会社エイチ．ケイ．小林設計
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３８号
高知県安芸郡奈半利町甲９番地、破産開始決定時の住所高知県安芸郡奈半利町甲2990番地17
破産者　垂水　正二
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八山開拓９番地、旧住所徳島県徳島市西新浜町２丁目５番32―１号　沖野方
破産者　上本　真由
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５４号
徳島県小松島市横須町７番30号（四宮恒雄方）、旧住所徳島県小松島市横須町13番71号
破産者　福島　貫一
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０５号
札幌市白石区本通11丁目北２番７号
破産者　天谷美矢子
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４５０号
札幌市清田区北野５条４丁目24番３号　グループホームアルル北野
破産者　木村　　健
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８号
秋田県にかほ市平沢字町田40番地３
破産者　土門　童一
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第１５号
秋田県由利本荘市石脇字田尻野33番地47
破産者　伊豆　晃一
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第１０号
群馬県沼田市井土上町13番地
破産者　佐藤　隼人
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係